

検察審査会 50カ所廃止

最高裁が
再編案

大都市部は14カ所増設

最高裁は二十一日、全国に二百一カ所ある検察審査会のうち地方の五十カ所を廃止し、九都市の大規模地裁管内で計十四カ所を増設する再編案を発表した。検察審査会の権限強化の一環で、事件数に応じて再配置すること、審査員に選ばれる市民の負担を減らし、審理を充実させる狙い。

再編後は百六十五カ所に減少。今後、各地裁が自治体や弁護士会に説明後、改正検察審査会法の

再編案では、東京地裁本庁管内の審査会を二カ所から六カ所へ増やす。

横濱、大阪両地裁の本庁管内でそれぞれ二カ所増やす一方、北海道では札幌地裁浦河支部管内など六カ所を廃止する。

最高裁総務局によると、現在の配置は制度創設時の一九四八年とほぼ同じだが、受理件数は、

〇五年で十年前の約二倍の約二千六百件に上り、増加傾向。大都市に集中する一方、過疎地では半間の任期中に全く事件がない地域もある。

審理がなくても審査員は定例会議や会長互選などで最低でも四回出席の義務があり、負担が大きかった。このため過去二十年の年間事件数が一件未満だった五十六カ所のうち離島部を除く五十カ所を廃止し、近隣の審査会に管轄させることとした。

検察審査会への申し立ては通常、郵送で行われるため、廃止による都合はないという。検察審査会の権限強化は、市民が刑事裁判の審理に加わる裁判員制度の導入など司法制度改革の議論の中で必要とされ、法改正が実現。審査会が「起訴相当」と議決した事件を検察が起訴しない場合、再び起訴相当を議決すれば法的拘束力を持つことになった。